

保護者の皆様へ

(公立高等学校等用)

令和7年度岐阜県公立高等学校等奨学給付金について(家計急変)

本制度は、高校生等がいる低所得世帯（県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税相当と認められる世帯）を対象に授業料以外の教育費負担を軽減するため、世帯構成等に応じて、奨学のための給付金を支給する制度です。この給付金は返済不要です。

1 対象者

家計急変による経済的な理由から保護者等全員の県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯に相当すると認められる者

※専攻科においては一部多子世帯も含みます。

2 提出期限**令和8年2月13日（金）まで**

※家庭の事情により早期支給希望の場合は要相談。

3 提出書類

※高校生の兄弟姉妹がいる場合、それぞれ申請書等を提出してください。

★必ずご確認ください！

- ・奨学給付金の受給には、税申告が必須です。税未申告の方は必ず税申告を行ってください。
- ・保護者のいずれかが国外在住等により、保護者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税であることが確認できない場合は対象外となります。
- ・就学支援金と異なり、控除対象配偶者の方も税申告が必要です。

① 申請書**② 岐阜県公立高等学校等奨学給付金申請に係る収入状況確認書****③ 保護者等の家計急変の事由を証明する書類**

離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業届出等

④ 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類

所得課税証明書等（家計急変前）、会社作成の給与見込、直近3ヶ月の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類等（家計急変後）

＜世帯構成ごとの年収見込額＞

世帯構成	寡婦（夫）	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
年収見込額	2,042,857円未満	1,714,286円未満	2,216,000円未満	2,716,000円未満	3,216,000円未満

※保護者等全員の年収見込額が、世帯構成（注）に応じた年収見込額未満の場合対象となります。

※保護者等とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）となります。

（注）世帯構成とは、本人と控除対象配偶者、扶養親族の合計人数となります。

⑤ 保護者等の扶養親族の人数を確認するための書類

扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等

※健康保険証の写しを提出する場合は、被保険者記号・番号を黒く塗りつぶす等し、記号等が見えないように提出してください。

⑥ 同意書兼委任状**⑦ その他 家庭状況に応じて必要な書類**

- （1）【専攻科】多子世帯（扶養している子が3人以上）の場合
 - ・扶養親族申告書（様式2ー2）
- （2）学校諸費引落口座以外への給付金振込を希望する場合
 - ・口座振込依頼書

4 給付金の支給

審査完了後、随時申請者（保護者等）名義の預金口座に振り込みます。

なお、未納となっている授業料以外の教育費「学校諸費」がある場合は、学校長が受領して充当することがあります。

給付額について(年額)

	全日制・定時制	通信制・専攻科
非課税相当世帯	143,700円	50,500円

	専攻科
非課税世帯	50,500円
所得割額が105,500円未満の世帯	10,100円
所得割額が264,500円未満及び扶養する子が3人以上の世帯	

7月2日以降に家計急変により申請があった場合は、原則、事由が発生した日の属する月の翌月以降の月数に応じて算定した額を給付します。

(※)着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合

高等学校就学支援金制度等との違い

就学支援金……………授業料を支払う代わりに学校に納められる補助金。返済は不要。

岐阜県の奨学金…授業料以外の教育費のために高校生に貸与する。返済が必要。

奨学給付金……………授業料以外の教育費のために保護者に給付する。返済は不要。

申請書類提出先・お問い合わせ先

岐阜県立岐山高等学校 TEL058-231-2905
〒502-0071 岐阜県岐阜市長良小山田2587-1
奨学金担当:溝下